

【掲載官報】

平成 22 年 9 月 3 日 本紙第 5390 号

【法令名】

○被災者生活再建支援法施行令の一部を改正する政令

【法令番号】

平成 22 年 9 月 3 日 政令第 192 号

【管轄省庁】

内閣府

【施行期日】

公布の日

(平成 22 年 6 月 11 日以後の災害に遡及適用)

【制定の根拠規定】

被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第2条第2号

【法令のあらまし】

* 趣旨・目的

平成22年梅雨前線による大雨災害による局所的な被害に対して国として幅広く支援するため、被災者生活再建支援制度について、甚大な住宅被害が広域的に散在している場合への対応のための改正を行う。

* 要旨

全壊 10 世帯以上などの市町村を含む都道府県が 2 以上ある場合には、以下の要件に該当する全国の市町村に被災者生活再建支援法を適用する。

- ① 「5 世帯以上」の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 10 万未満に限る）。
人口 5 万未満の場合には、「2 世帯以上」の住宅全壊被害で適用する。
- ② 平成 32 年 3 月 31 日までに行われた市町村の合併によりその区域の全部又は一部が合併市町村の区域の一部となった市町村については、合併により不利にならないよう、市町村の合併の特例に関する法律と同様に、合併の年及びこれに続く 5 年間は合併前の区域・人口で判断する等の特例措置を設ける。

.....

